

第 3 号様式(第 9 条関係)

路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書

	過料処分番号	
様	路上喫煙等監視指導員	印
住所	告知の年月日 令和 年 月 日	
自宅・勤務先・携帯電話 電話 ()	—	

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第 6 条に違反して、路上喫煙等対策強化区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第 1 1 条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により金 1 , 0 0 0 円の過料に処せられることとなります。	
違反行為の日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
違反行為の場所	京都市 区
この処分に先立ち、地方自治法第 2 5 5 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与します。	
弁 明 の 方 法	弁明を記載した書面の提出
提 出 先	〒6 0 4 - 8 5 7 1 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課 電話番号 (0 7 5) - 2 2 2 - 3 1 9 3
提 出 期 限	令和 年 月 日

注 1 あなたに代わって、弁明の手續に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合は、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

第 4 号様式(第 9 条関係)

路上喫煙等に係る過料処分決定通知書

	過料処分番号	
様	路上喫煙等監視指導員	Ⓜ
住所	通知の年月日 令和 年 月 日	
自宅・勤務先・携帯電話 電話 ()	—	

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第 6 条に違反して、路上喫煙等対策強化区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第 11 条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により金 1,000 円の過料に処します。	
違反行為の日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
違反行為の場所	京都市 区

注 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日)の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表する者は、京都市長になります。)。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日)の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

告知書・過料処分決定通知書（控え）

	過料処分番号	
様	路上喫煙等監視指導員	⑨
住所	告知の年月日 令和 年 月 日	
自宅・勤務先・携帯電話 電話（ ）	—	

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第 6 条に違反して、路上喫煙等対策強化区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第 1 1 条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により金 1 , 0 0 0 円の過料に処せられることとなります。			
違反行為の日時	令和 年 月 日	午前・午後	時 分
違反行為の場所	京都市 区		
この処分に先立ち、地方自治法第 2 5 5 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与します。			
弁 明 の 方 法	弁明を記載した書面の提出		
提 出 先	〒6 0 4 - 8 5 7 1 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課 電話番号（ 0 7 5 ） - 2 2 2 - 3 1 9 3		
提 出 期 限	令和 年 月 日		
備考			
氏 名		電話番号	
住 所	〒 —		
違反者の特徴	①性別 男・女 ②年齢（ ）歳ぐらい ③国籍（ ） ④身体的特徴（ ）		
本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ パスポート ☐ 外国人登録証 ☐ マイナンバーカード ☐ クレジットカード ☐ キャッシュカード ☐ その他（ ） 番号・発行元（ ）		
特 記	書面の不交付について ☐ 告知書 ☐ 過料処分決定通知書 ☐ その他（ ） については ☐ 交付前に過料を支払い立ち去った ☐ 交付時に受け取りを拒否した		

年 月 日

弁 明 書

(提出先)京都市長 過料処分番号 ()

住 所

氏 名

連絡先 () -

下記の告知された事項について、地方自治法第255条の3第1項の規定により、次のとおり弁明書を提出します。

○告知された事項

違 反 内 容	路上喫煙等対策強化区域における路上喫煙等 (京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条違反)
違反行為の日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
違反行為の場所	京都市 区

○弁明の方法

弁 明 の 方 法	弁明を記載した書面の提出
提 出 先	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課 電話番号 (075) - 222 - 3193
提 出 期 限	令和 年 月 日
弁 明 の 内 容	

注1 あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合は、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。